

平成28年3月2日

総務文教常任委員会 会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成28年3月2日
開会 16時04分 閉会 16時55分
- 2 場 所 幕別町役場 5階会議室
- 3 出席者 委員長 寺林俊幸 副委員長 野原恵子
委員 板垣良輔 小田新紀 岡本眞利子 千葉幹雄
議長 芳滝仁
- 4 傍聴者 内山美穂子 小島智恵 中橋友子 眞尾記者（勝毎）
- 5 説明員 町長 飯田晴義 副町長 川瀬俊彦
総務部長 菅野勇次 忠類総合支所長 伊藤博明
企画室長 細澤正典 企画室参事 山端広和
総務課長 武田健吾 経済建設課長 天羽徹
地域振興課長 小野晴正 保健福祉課長 金田一宏美
地域振興係長 白坂博司 総務係主査 甲谷英司
- 6 事務局 事務局長 野坂正美 議事課長 澤部紀博 議事係長 佐々木慎司
- 7 調査及び審査事件
 - 1 付託された議案の審査について
 - (1) 議案第19号 幕別町行政不服審査条例
 - (2) 議案第20号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
 - (3) 議案第35号 幕別町過疎地域自立促進市町村計画の策定について
 - 2 所管事務調査項目について
 - 3 その他
- 8 審査結果 別紙

総務文教常任委員会委員長 寺林俊幸

◇審査内容

(16:04 開会)

○委員長（寺林俊幸） ただ今から、総務文教常任委員会を開会いたします。

本日は、付託された議案の審査についてを議題といたします。

これより、議題の1、付託された議案の審査を行います。審査の進め方でありまうけれども、議案第19号、幕別町行政不服審査条例及び第20号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の2議案を一括議題として説明をいただき、質疑の後、説明員に交代していただきます。

次に、議案第35号、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の策定についてを議題といたします。説明をいただき、質疑の後、説明員に退席をいただき、3議案について討論採決を行いたいというふうに思います。

審査に入ります前に、各委員にお諮りをいたします。

担当部局より追加の説明資料を準備しているとのことですので、配布したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○委員長（寺林俊幸） それでは、議案第19号、幕別町行政不服審査条例及び議案第20号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の2議案について、提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 議案第19号、幕別町行政不服審査条例及び議案第20号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、一括してご説明を申し上げます。

ただいま配布いたしました資料に基づきまして説明をさせていただきたいと思います。

幕別町行政不服審査条例の概要という資料でございます。

まず、1番目に、行政不服審査と法の改正ということで、行政不服審査は国や地方公共団体などの「行政庁」の行政処分に関し、住民がその見直しを求め、不服を申し立てることができる制度であります。

今回の条例制定及び改正は、平成26年6月に行政不服審査法の全部改正が行われ、平成28年4月1日から施行されることから、法改正に合わせまして条例の整備を行うものであります。

2番目の行政不服審査法の改正概要でありますけれども、大きく二つのポイントがございます。

まず、（1）の公正性の向上であります。

審理において、職員のうち処分に関与しないものを「審理員」として指名し、その審理員が審査請求人と処分を行った処分庁の主張を公正に審理し採決案を作成することになります。

その採決案について、有識者から構成される「第三者機関」がチェックをいたします。

また、その過程の中で、審査請求人が審理員や第三者機関に提出された証拠書類のコピーを求めることができるなど、審理手続における審査請求人の権利を拡充するものであります。

下の図をごらんいただきたいと思いますけれども、まず現行でありますけれども、現行では、左側にありますように、処分庁に上級行政庁がある場合については、審査請求という形になります。それで、右側にありますように、処分庁に上級行政庁がない場合につきましては、異議申立てという形になります。

改正後につきましては、来年度からになりますけれども、「審査請求」に一元化されることになります。

それで、下段の改正後でありますけれども、「新・審査請求」ということで、図が表示してございますけれども、まず、処分庁が行政処分をいたします。例えば、町民などに①の行政処分をいたします。その町民の方がその行政処分に対して、許可ですとか認可とかが行政処分になりますけれども、そういった行政処分をして、その行政処分に対して不服がある場合については、②の審査請求を審査庁に対して行います。

審査庁はそれを受けまして、審理員を指名いたします。③の指名でございます。審理員は処分庁から弁明ですとか、証拠書類の提出を求める、④ですね。⑤では、審査請求人からの反論を求めるだとか、そういったことをいたしまして、⑥の採決案を作成して審査庁に採決案を提出します。

審査庁はそれを受けまして、第三者機関に対しまして、その採決案を第三者機関に諮問いたします。第三者機関につきましては、その採決案をチェックいたしまして、⑧にありますように答申をいたします。その答申を受けて、審査庁は最終的に審査請求人に対して、⑨採決の通知をすることになります。こういった流れになります。

この過程の中で現行のほうではなかった審理員ですとか第三者機関が入ること、あるいは④で提出された弁明書や証拠書類、⑦の諮問に係る書類のコピーを審査請求人が請求する、求めることができること、こういったことが新たに設けられておりまして、それらのことが公正性の向上につながるということでございます。

次、裏になりますけれども、2ページ目になります。

もう一つのポイントといたしまして、(2)になりますけれども、審査請求の利便性の向上ということがございます。

現行では、審査請求、あるいは異議申し立てをすることのできる期間が、処分を受けた日から起算して「60日」でしたけれども、それが「3カ月」に延長されることになります。

それから、今までの「審査請求」と「異議申立て」の手続を、先ほど申し上げましたように、「審査請求」に一元化されます。

また、標準審理期間の設定ですとか、争点・証拠。証拠の「拠」がちょっと抜けていて申しわけございません。争点・証拠の事前整理手続の導入などにより、迅速な審理が確保されることになります。

さらに、不服申立てを経なければ裁判所に訴訟を提起できないとする定めが廃止・縮小されますので、訴訟が早目に起こすことができるというようなことも可能になるものがございます。

これらのことから、審査請求の利便性が向上することになります。

下の図については、現行と改正後の行政処分から訴訟までのイメージ図でありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

それで、3 番目になりますけれども、幕別町における行政不服審査の考え方ということで、今般ご提案申し上げております条例の関係になります。

まず、(1)につきましては、幕別町行政不服審査条例の制定であります。

行政不服審査法に基づき、審理員や第三者機関に提出された書面や資料等の交付に対する手数料を条例で規定することになっているため、町では情報公開条例との整合性を図り、手数料は無料とし、交付に係る費用は情報公開条例の別表によるものとするものであります。

また、交付に係る費用の減免は、情報公開条例と同じく減免規定を設けております。

また、行政不服審査法や施行令では、審理員の設置や審理員に対する書面交付の求め等に関することは、国・地方公共団体共通のものとして規定されておりますので、審査会に対する書面交付の求め等に関することについてのみ、法令では規定されていないため、今回、条例で規定することになります。これが行政不服審査条例の規定の整備の関係になります。

次、(2)が、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定になります。

今回の行政不服審査法の改正に伴いまして、関係条例の文言整理など、所要の規定の整備を一括で行うものであります。

法改正の趣旨を踏まえまして、固定資産評価審査委員会における審査の申し出や電子メールでの弁明書の提出をカットすることを規定するものであります。

また一つには、情報公開・個人情報保護審査会の中に、行政不服における審査請求の第三者機関の業務を行うとともに、審査会への諮問の手続を規定するものであります。また、情報公開や個人情報保護に係る審査請求の審理員の手続につきましては、法の規定により適用除外となりますことから、それを規定するものであります。

さらに、最後になりますけれども、法改正の趣旨を踏まえまして、「不服申立て」を「審査請求」に文言を整理いたしまして、審査請求できる期間を行政処分を受けた日から起算して「60 日」から「3 カ月」に改めるものであります。

以上が今回の審議条例、幕別町行政不服審査条例並びに行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の説明でございます。

以上、簡単ではありますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（寺林俊幸） ありがとうございます。

説明が終わりましたので、これより 2 議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、挙手を願います。

野原委員。

○委員（野原恵子） 1 点だけお聞きしますが、手続としては不服審査された方の利便性を図る、簡素化されたということになると思うのですが、今まで幕別町として、このような行政に対する不服審査、そういう件数は何件ぐらいあったのでしょうか。

○総務部長（菅野勇次） 過去からずっと全てについてはちょっと把握はしていないのですけれども、ここ 10 年ほどになりますけれども、過去においては平成 17 年に、公文書の部分公開決定に係る不服申立てが 1 件ございました。それから平成 23 年に、障害区分認定の決定における審査請求が 1 件ございました。それと、あとは税の関係で、固定資

産評価に関する不服申立てが1件、平成17年だと思いましたが、この3件ほどがあったということでございます。

○委員長（寺林俊幸） よろしいですか。

千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 単純なことで申しわけないのですが、非常にわかりやすいのですが、この1月とか3月とかと書いてあるけれども、これ「ケ」が入るのがあれなんだろうと思うのですが、この1カ月の規定というか、1カ月でも30日もあるし31日もあるし29日もある、28日もあるのですが、どう理解すればいいのですか。

○総務部長（菅野勇次） 現行の規定の中ではマックスを定めておりまして、その範囲内であるということにはなるのですが、2ページ目の上段の（2）のポツの三つ目に、標準審理期間の設定ということで、これらに係る標準審理期間を法のほうで設定しておりまして、それによって期間が今までよりも、今までは明確な標準処理期間というのが定まっていなくてマックスだけ定まっていたものですから、それが標準処理期間が定められたことによって、処理の期間が短縮されるというような流れになるかと思います。

法令で、月というふうに定まっているものですからこういう表現にはなるのですが、民法上の規定からいうと、翌月から起算して応当日までですね。応当日の翌日、翌日から起算して応当日ですね。ですから、3月1日からでしたら2月の28なり29ということになるということですね。一月ですから、申しわけありません。

○委員長（寺林俊幸） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） いやいや、いいんだ。言っている意味はわかるからね。

次の日から、29、28日の月もあるし30日、31日もあるけれども、3カ月ということですよ。でも、そうしたら、例えば20日から起算すると3カ月後の19日までということか。そういうことだよ。その間は何日あるかわからないけれども、その月によって変わるという、そういう理解でいいのだね。わかりました。

それと、この資料の、この3月とか6月とか1月と書いてあるけれども、これ「ケ」要らないのかい。

○総務部長（菅野勇次） 法令上はいいと思います。

○委員（千葉幹雄） ああ、そうですか。だけれども、こっちはこうして書いてあるよな、「3か月」ってな。いや、いいんだよ、法はそうになっているんだから。

○委員長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（寺林俊幸） なければ、議案第19号、幕別町行政不服審査条例及び議案第20号、行政不服審査法の施行に伴う関連条例の整備に関する条例の2議案に対する質疑は、以上で終了いたします。

説明員の方、どうもありがとうございます。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第 35 号、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の策定についてを議題といたします。

説明、質疑の後、説明員に退席いただき、討論、採決を行いたいと思います。

このような進め方でご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（寺林俊幸） それでは、議案第 35 号、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の策定について、提出者の説明を求めます。

○忠類総合支所長（伊藤博明） 議案第 35 号、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の策定につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

過疎地域自立促進市町村計画は、過疎地域自立促進特別措置法の定めに基づき策定をしているものであります。

現計画の根拠となっております過疎法は、本年 3 月をもって失効する時限立法として制定されておりましたが、平成 24 年 6 月に失効期限を平成 33 年 3 月 31 日までとする改正過疎法が施行され、特別措置を 5 年間延長するとされたところであります。

また、失効期限の延長に伴い、市町村合併があった場合の特例もあわせて延長されましたことから、合併前に過疎地域の指定を受けておりました旧忠類村の区域が引き続き、みなし過疎地域として過疎法の適用が受けられることとなったところであります。

現在、道内 179 市町村のうち 22 市 114 町 13 村の合計 149 市町村、割合で申し上げますと 83.2%が、また管内においては、帯広市、音更町、芽室町、士幌町、中札内村を除く 14 町村、73.7%が過疎地域町村として公示されております。道内におきましては、函館市、小樽市、富良野市、釧路市の全域が過疎市町村として、現在は公示されているところであります。

本過疎計画は、旧忠類村の地域において、切れ目なく総合的かつ計画的な対策を講じるという観点に加え、過疎対策事業債の発行が可能となるため、重要かつ有効な計画でありますことから、北海道の過疎地域自立促進方針に基づき、平成 28 年度から 32 年度までの 5 年間を計画期間とする新たな過疎計画を、今議会において議決をいただき、策定しようとするものであります。

また、過疎法に定められております都道府県との事前協議につきましては、本年 2 月 19 日付をもちまして北海道からの同意をいただいております。

別冊の幕別町過疎地域自立促進市町村計画をごらんください。

1 ページめくっていただきまして、目次をごらんください。

この計画は、過疎法の定めに基づきまして、地域の自立促進のための基本方針などを定めた 1、基本的な事項にはじまり、次に、産業の振興、交通・通信体系の整備などと、法の掲げる事項ごとに作成をいたしております。

1 ページをお開きください。

1 の基本的な事項においては、（１）過疎地域の現況を自然的歴史的条件などと②の過疎の状況を、また、3 ページになりますけれども、3 ページの下段では、③社会経済的發展の方向等を、続いて、（２）人口及び産業の推移と動向を、また、5 ページから 13 ページまでは、国勢調査結果等の統計資料やこのたび策定をいたしました幕別町人口

ビジョンなどを掲載いたしております。

13 ページになります。

13 ページの下段には、（３）行財政の状況を、また、飛んで 15 ページになりますけれども、15 ページから 17 ページまでは、これまでの決算状況と公共施設等の状況を記載しております。

17 ページをごらんください。

17 ページの下段からは、（４）地域の自立促進の基本方針を定めております。

自立促進の基本方針では、本計画は第 5 期幕別町総合計画の基本理念に基づき、新北海道総合計画との協調性を重視して策定をしたこと、地域独自の発想のもとで農業振興に加えて観光の振興を地域の発展につなげていくこと、ハード整備はもとよりソフト事業の充実がこれからの地域づくりの大切な要素であること、また、地域間交流や住民参加の機会を活発化することにより地域づくり、人づくりを進めていくこと、地理的な情報格差の是正が地域の持つ不利性を克服できる鍵であること、こういったことを自立促進の基本方針として定めております。

（５）の計画期間にありますとおり、期間としましては、28 年 4 月 1 日から過疎法の失効期限であります 33 年 3 月 31 日までの 5 カ年とするものであります。

8 ページの下段からは、分野別に現況と問題点、その対策と、3 カ年実施計画で事業として掲載しているものなどから成る計画の内容を記載いたしております。

初めに、2、産業の振興、現況と問題点であります。

次のページになります。

① の農林業の振興については、生産基盤の充実をはじめ、生産性や付加価値の向上を目指した農業経営に対する支援の重要性、また、国際市場に対応できる農畜産物の生産、ユリ根の品質向上に加えて、新しい農産物の開発・研究、そして森林の育成の必要性を記載いたしております。

② の地場産業の振興と企業の誘致対策及び起業の促進については、地元農畜産物を使った加工品の製造販売など、農業の 6 次産業化の推進、新たな特産品の開発や生産農家の育成、新規事業の立ち上がりの促進の必要性を期待しているところであります。

20 ページになります。

③ の商業の振興では、消費拡大に向けた取組と後継者の育成を、また、④ の観光またはレクリエーションでは、通過型から滞在型への転換を進めるため、観光施設の充実に加えて、体験型観光の推進やサイクリスト向けには近隣町村と連携をしたハード、ソフト両面での取組の必要性などを記載しております。

次のページになります。

21 ページからは、その対策とこの分野での過疎債を活用して展開を図っていく計画を記載いたしております。

22 ページの（９）過疎地域自立促進特別事業は、平成 22 年度から創設をされました、いわゆる過疎債ソフト事業分であります。市町村規模に応じた発行上限額が設定されておりますことから、全ての事業に過疎債が充当されることにはなりません、酪農ヘルパー助成事業、乳質等レベルアップ促進事業、優良和牛繁殖雌牛保留対策事業などを掲載をいたしております。この表、改行されていないものですから、事業がちょっとわか

りづらくて大変申しわけございません。

26 ページまで飛んでいただけますでしょうか。

26 ページの下半分には、3、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進を記載しております。

① 道路の整備については、町道の改良や舗装化、また、2次改修の必要性を、②の交通の整備では、路線バスの運行維持や地域内公共交通の検討を、また、27 ページになりますが、③通信施設では、観光エリア内での公衆無線 LAN の整備の必要性を、④地域間交流では、上尾市などとの交流事業の必要性を記載しております。

28 ページからは、当該分野の計画内容を記載しております。

29 ページをごらんください。

4、生活環境の整備では、簡易水道やごみ処理、公営住宅定住対策、消防体制などの整備の必要性を、30 ページには（2）その対策と（3）計画を記載いたしております。

31 ページをごらんください。

このページの下半分になりますけれども、5、高齢者等の保健及び福祉の向上及び推進では、町の基幹計画であります幕別健康21や、高齢者保健福祉ビジョンなどに基づき、サービス提供に努めていくことを、また、32 ページからは、（8）自立促進特別事業、ソフト事業として生活支援ハウス運営費委託事業や在宅福祉サービス推進事業など計画内容を記載をしているところであります。

大きく飛びまして、36 ページをごらんください。

6の医療の確保では、診療所と歯科診療所の施設設備の整備の必要性を、また、7の教育の振興では、小中学校の改修と給食センターの設備の更新、37 ページになりますが、生涯学習施設の整備を計画的に進めていくことなどを記載しております。

38 ページをごらんください。

38 ページの下段には、8、地域文化の振興を記載しておりますが、この中では、ナウマン象記念館の魅力向上に向けた取組を、次のページになりますが、9の集落の整備では、人口が減少する中、コミュニティの維持に向けた対策と定住促進の取組を記載しております。

40 ページの計画においては、マイホーム応援事業や民間賃貸住宅建設促進事業、分譲地整備事業、これは新年度の予算の中にも盛り込んでおりますけれども、そういったものを記載しております。

41 ページをごらんください。

10、その他地域の自立促進に関し必要な事項では、これまでの項目に加えて、地域活力の維持向上に資する地域イベントや住民団体への支援が必要であると記載しております。

以上が過疎地域自立促進市町村計画の概要であります。

この計画に登載をし事業を実施する場合に発行が認められます過疎債につきましては、国の予算において、全国の過疎市町村全体の発行上限額総額が定められておりますので、起債を借りられる要素というのは適債性と言ってますけれども、適債性のある全ての事業に過疎債が充当されるということには結果としてなりませんけれども、元利償還金の70%が交付税で措置されるという財政上の優遇措置を最大限有効に活用できるよう、適

宜、策定後も計画内容を見直し、地域の一層の振興に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（寺林俊幸） ありがとうございます。

説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、挙手を願います。

ございませんか。

野原委員。

○委員（野原恵子） 計画をざっと読ませていただきました。大変ボリュームが多くて、やはりもっといろいろな資料や何かで勉強したいなというふうな思いもあります。それで、この計画の中で、やはり5年間という計画の中で、この過疎地域に対して、まず第一に、ここだけは充実させていきたいというポイントみたいなのところがあったらお聞きしたいと思います。

○忠類総合支所長（伊藤博明） 地域の振興というのは、どこか特定の分野を重点的に行うことによって、それが実現されるというものではありませんので、やはり、今、説明しましたさまざまな分野を総合的に進めていくのは大変重要だとは考えておりますけれども、やはり合併後、人口減少というのが著しい中では、やっぱり人口減少を何とか食い止めるための施策として、先ほど事業の名前も申し上げましたけれども、定住に関する事業というものも説明させていただきましたけれども、それらの事業というのが今一番に取り組んでいかなければならないということから、今年度においても、予算の中にも計上させていただいているところであります。

○委員長（寺林俊幸） よろしいですか。ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（寺林俊幸） なければ、議案第35号、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の策定についての質疑は、以上で終了いたします。

暫時休憩いたします。

説明員の方、どうもありがとうございました。

（暫時休憩）

○委員長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案ごとに各委員のご意見を伺い、まず最初に、議案第19号、幕別町行政不服審査条例についてのご意見のある方は、挙手をお願いいたします。ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（寺林俊幸） それでは、意見がなければ、討論に入りたいと思いますけれども、本条例制定についての討論はありますか。

（なしの声あり）

○委員長（寺林俊幸） ないようですので、討論を省略し、これより採決を行います。

議案第19号、幕別町行政不服審査条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

従って、議案第 19 号、幕別町行政不服審査条例は、原案のとおり可とすることに決定いたします。

次に、議案第 20 号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてご意見のある方は、挙手を願います。

(なしの声あり)

○委員長(寺林俊幸) ないようですので、本条例についての討論はございますか。

(なしの声あり)

○委員長(寺林俊幸) ないようですので、討論を省略し、これより採決を行います。

議案第 20 号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

従って、議案第 20 号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は、原案のとおり可とすることと決定いたしました。

次に、議案第 35 号、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の策定についてご意見のある方は、挙手を願います。

野原委員。

○委員(野原恵子) 今、説明を受けたのですけれども、計画の内容が多岐にわたりました、やはりもっと十分に検証し、そして論議を深め、ここで解決するというふうではなくて、会期中にもう一度審査するということが必要かなと私は思います。今、説明受けたのですけれども、説明の内容もあらあらですので、この計画をしっかりと読み込むことが大事だと思いますので、今日はちょっと継続にしていただければと思います。

○委員長(寺林俊幸) ただいま、野原委員から議案第 35 号、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の策定について、今後、会期中の継続審査ということで、調査の期間をいただければという提案でございますけれども、ほかの委員の皆さんはいかがでしょう。

この議案につきましては、会期中の継続審査ということでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○委員長(寺林俊幸) それでは、議案第 35 号、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の策定については、会期中の継続審査といたします。

暫時休憩といたします。

(暫時休憩)

○委員長(寺林俊幸) 休憩前に引き続き会議を始めます。

ただいま、審査いたしております議案第 35 号、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の策定については、会期中の継続審査ということとあります。

次回の審査日を 3 月 10 日議会運営委員会終了後といたしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○委員長（寺林俊幸） それでは、3月10日、議会運営委員会終了後、審査を行います。